

# 桜ヶ丘町内会会則

平成29年4月 発行

桜ヶ丘町内会

# 桜ヶ丘町内会会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桜ヶ丘町内会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員の福祉増進、共用施設の公正な運営管理及び諸事業の円滑な推進を図り、会員の親睦と相互扶助により、住民のためのまちづくりを行うことを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 福利、厚生に関すること。
- (2) 慶弔に関すること。
- (3) 青少年の育成及び文化の向上、体育振興に関すること。
- (4) 防犯、防災及び安全に関すること。
- (5) 保健衛生及び美化・清掃、環境整備に関すること。
- (6) 社会福祉及び健康増進に関すること。
- (7) 行政及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 施設等の維持管理と利用促進に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(組 織)

第3条 本会は、桜ヶ丘住宅地内に住所を有する者及び住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者の全員をもって組織する。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は、桜ヶ丘自治会館内におく。但し、預貯金上の住所は会計宅におく。

## 第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、次の通りとする。

- (1) 本住宅地内に住所を有する者を「正会員」とする。
- (2) 本住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者を「協賛会員」とする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由がない限り入会を拒まない。

(退 会 等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 別に定める退会届を会長に提出したとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣言を受けたとき。

## 第三章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- |          |           |     |
|----------|-----------|-----|
| (1) 本部役員 | ・会長       | 1名  |
|          | ・副会長      | 若干名 |
|          | ・会計       | 若干名 |
|          | ・総務       | 若干名 |
|          | ・会計監査     | 1名  |
| (2) 専門委員 | ・広報委員     | 若干名 |
|          | ・環境衛生委員   | 若干名 |
|          | ・文化厚生体育委員 | 若干名 |
|          | ・防災防犯委員   | 若干名 |

2. 役員数は本会の運営に応じて決める。

3. 顧問を必要に応じておくことができる。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

班区割グループ毎に選出された班長は、班員を代表して班を統括し会務に協力するとともに、役員に就く。

2. 班長は、会員の輪番制とし、原則として留任はしない。

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。

3. 会長の選出は、1月に次期会長立候補者を募る。

会長の立候補者があった場合は、新班長の互選により選挙管理委員(若干名)を選び、会長選出業務の一切を行う。

会長立候補者がいない場合は、新班長の中から選考委員(若干名)を選び、会長の選出を行う。

4. 新班長の中から次期会長が選ばれた場合は、その班から新たに班長を選出する。

5. 会長以外の役員は、役員会(班長会)で互選により決定する。

(本部役員の仕事)

第11条 本部役員の仕事は次の通りとする。

(1) 会長は町内会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 会計は町内会計の仕事に当たる。

(4) 総務は議事内容の記録、連絡書の作成などを行うとともに、自治会館の運営管理を行う。

(5) 会計監査は前年度の会計が当たり、会員を代表して、会計の監査を行い総会にて報告する。

(専門委員の仕事)

第12条 本会に次の委員会を置き、専門委員は委員長を補佐しその活動に協力する。

委員長は、専門委員の中から選出し、委員会事業を統括する。

(1) 広報委員会

(2) 環境衛生委員会

(3) 文化厚生体育委員会

(4) 防災防犯委員会

他に、市および地区関係として青少年育成、同和教育推進、学校教育振興、体育振興、社会福祉等を本部役員と分担し務める。

(顧問)

第13条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

2. 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、4月1日より翌年の3月31日迄の1年とする。

ただし、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 会長の任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 副会長の任期は2年とし、2年目はアドバイザーとしての職務を行う。

4. 役員に欠員を生じたときは、前任者の班より補欠を選出する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。尚、アドバイザーの欠員補充は行わない。

5. 役員改選は、毎年2月から3月までの間に行う。

## 第四章 総 会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年度4月に定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

2. 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

3. 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

4. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

5. 臨時総会開催の請求があった場合、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

7. 総会は、会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

8. 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、必要により発行する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、総会の議長が署名・押印をしなければならない。

(総会に付議する事項)

第17条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

(1) 役員を選任及び解任に関する事。

(2) 会則の変更に関する事。

(3) 事業報告及び会計報告の承認に関する事。

(4) 事業計画及び予算に関する事。

(5) その他本会の運営についての重要な事項。

## 第五章 役員会及び本部会

(役員会)

第18条 本会に役員会(班長会)を設ける。

- (1) 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員全員をもって構成する。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (4) 役員会は、定数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(役員会に付議する事項)

第19条 役員会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 会長及び自治会館管理者の報酬。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部会)

第20条 本会に本部会を設ける。

- (1) 本部会は総会、役員会(班長会)に次ぐ機関であり、会計監査を除く本部役員及び専門委員会委員長をもって構成する。
- (2) 本部会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 本部会では、次の事項を審議する。
  - ・総会、役員会(班長会)に付議する事項に関する事項。
  - ・運営に関わる事項の調整、調査、提案事項、情報交換。
  - ・その他この会則に定める事項。

(月当番)

第21条 本会は班毎に月当番をおく。(ただし第9条の役員は除く)

- (1) 月当番は1ヵ月交替の輪番制を原則とする。
- (2) 月当番は各班の会費を徴収し、会計に納入する。又、諸配布物の集配連絡等の業務を行う。

(子供会及び熟年会)

第22条 本会と共に子供会及び熟年会をおく。

- (1) 子供会は小学校在学児童によって構成する。
- (2) 熟年会は60才以上の有志によって構成する。
- (3) 運営は、別に定める子供会及び熟年会の会則に従いこれに当る。

## 第六章 会計及び会計監査

(会計)

第23条 本会の経費は町内会費及び寄付、その他の収入をもって当てる。

- (1) 必要があるときは、役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- (2) 会計は会計簿を備えつけ、3年間保存しなければならない。
- (3) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

(町内会費)

第24条 町内会費は、第2条の目的を遂行する為に充当する。

- (1) 町内会費は次の通りとする。



- (2) 自治会館使用料は次の通りとする。
- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ・同好会の使用             | 別添「桜ヶ丘自治会館運営規定」に定める |
| ・町内会登録の団体、機関委員      | 無料                  |
| ・町内会員の慶弔            | 1日当たり 6,000円        |
| ・選挙に基づく使用(投票日前日、当日) | 10,000円             |
| ・選挙に基づく個人演説会、後援会等   | 2,000円              |
| ・市、地区等の公共関係         | 使用目的に応じ役員会で決定       |
| ・その他                | 使用目的に応じ役員会で決定       |

## 第九章 その他

(会則の改廃)

第32条 この会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足事項)

第33条 この会則に定めるものの外必要な事項は、役員会の決議を経て決定する。

(備付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会、役員会及び本部会の記録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他の必要な帳簿及び書類

(委任)

第35条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

(施行)

第36条 この会則は、昭和57年12月19日より実施する。

- ※ 第三章 役員 第14条(役員の任期)は  
平成29年4月改正、4月1日より実施
- ※ 第四章 会計及び会計監査 第18条の(町内会費)は  
平成5年4月改正、5月1日より実施
- ※ 第四章 会計及び会計監査 第17条(3)項および第18条(2)項は  
平成12年4月15日総会に於いて改正
- ※ 第五章 慶弔 第22条の(支給基準)は  
昭和60年1月改正、2月1日より実施  
昭和63年1月改正、2月1日より実施  
平成2年12月改正、平成3年1月1日より実施  
平成5年4月改正、5月1日より実施
- ※ 第六章 自治会館の運営 第25条の(自治会館の使用料)は  
平成5年6月改正、7月1日より実施
- ※ 第六章 自治会館の運営 第26条の(自治会館の修理及び建築準備金)は  
平成6年1月改正、4月1日より実施

※ 第六章 会計及び会計監査 第24条（町内会費）は  
平成29年4月改正、4月1日より実施

※ 会則改正 平成6年1月15日総会に於いて改正、平成6年4月1日より実施  
平成9年4月12日総会に於いて改正、平成9年5月1日より実施  
平成22年4月10日総会に於いて改正、平成22年5月1日より実施  
平成24年4月総会に於いて改正  
平成25年4月総会に於いて改正  
平成26年4月総会に於いて改正  
平成27年4月総会に於いて改正  
平成29年4月総会に於いて改正

## 『付則』

1. 会の名称を、草津市桜ヶ丘町内から桜ヶ丘町内会に変更する。